

平成十八年五月三十日提出  
質問第一一九一号

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する再質問主意書

標記案件については、既に平成十八年五月十二日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十三日付で答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。「前回答弁書」を踏まえ追加質問する。

一 外務省職員の公務について定義されたい。

二 外務省の研修員が研修に従事することは公務か。

三 「前回答弁書」において、平成十八年五月七日、グルジアのトビリシで強盗に襲われ負傷した外務省の研修員について、政府は「御指摘の研修員（以下「本件研修員」という。）は、いわゆる外務省専門職員であり、在ロシア日本国大使館の外交職員として、ロシア連邦において国際法上の特権及び免除を享有している。本件研修員は、研修の一環として、同大使館の許可を得た上で、グルジアを視察していたものである。」と答弁しているが、本件研修員のグルジア訪問を公務と外務省は認識しているか。

四 三の負傷した研修員に対して、外務省は公務災害の認定を行ったか。

右質問する。